

表附-11 中米5か国（コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）が共同で締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C	D	E
電気通信ルール							
・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール							
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5		13.04	13.04	13.2
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)							13.3
[2]番号ポータビリティ							13.3
[6]再販売の許容							13.3
[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別							13.3
電話番号使用の非差別							13.3
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス							13.5
・主要なサービス提供者のルール							
[5]不利でない待遇							13.4
競争条件セーフガード			約 参 1		13.07	13.07	13.4
[6]再販売の許容							13.4
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与							13.4
相互接続			約 参 2				13.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約 参 2.2				13.4
◇差別的でない条件及び料金			約 参 2.2				13.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質			約 参 2.2				13.4
◇細分化され透明で合理的な条件,原価に照らして定める料金			約 参 2.2				13.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約 参 2.2				13.4
◇[13]接続約款又は協定による相互接続							13.4
◇交渉手続きの公の利用可能性			約 参 2.3				13.4
◇[14]接続協定のファイリング							13.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性			約 参 2.4				13.4
◇相互接続の紛争解決			約 参 2.5				13.12
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金							13.4
[18]コロケーション等の確保							13.4
[19]電柱,管路,線路敷設権へのアクセス							13.4
・政府規制に関するルール							
独立の規制機関			約 参 5				13.7
ユニバーサルサービス			約 参 3				13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約 参 4				13.9
希少な資源の分配及び利用			約 参 6				13.10
[23]規制機関による執行							13.11
[24]紛争解決							13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4		13.08	13.08	13.13
[25]技術中立性							13.14
国際標準の促進			附 7		13.10	13.10	
情報サービス(付加価値サービス)への非規制					13.05	13.05	13.6
端末の技術基準					13.06	13.06	
[27]規制執行の差し控え							13.15
協力			附 6		13.11	13.11	
デジタル貿易ルール							
電子的送信への関税不賦課							14.3
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇							14.3
[36]電子商取引関係法等の透明性							14.4
[48]情報交換、協力							14.5
ネット知的財産保護ルール							
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き							15.4
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)							15.11xxvii

- A) Central American Common Market (CACM) (June 4, 1961)
- B) Dominican Republic - Central America (October 4, 2001)
- C) Chile - Central America (Costa Rica, February 15, 2002; El Salvador, June 1, 2002; Honduras, July 19, 2008; Guatemala, March 23, 2010; Nicaragua, June 14, 2013)
- D) Panama - Central America (El Salvador, 11-Apr-2003; Costa Rica, November 23, 2008; Honduras, January 9, 2009; Guatemala, June 20, 2009; Nicaragua, November 21, 2009)
- E) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)

註：GATSは、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約東表、「参」は約東表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)